



こんな事業に 取り組んでいます

商工観光課

洞爺村美しい村づくり要綱及び 洞爺村開発指導要綱の制定について

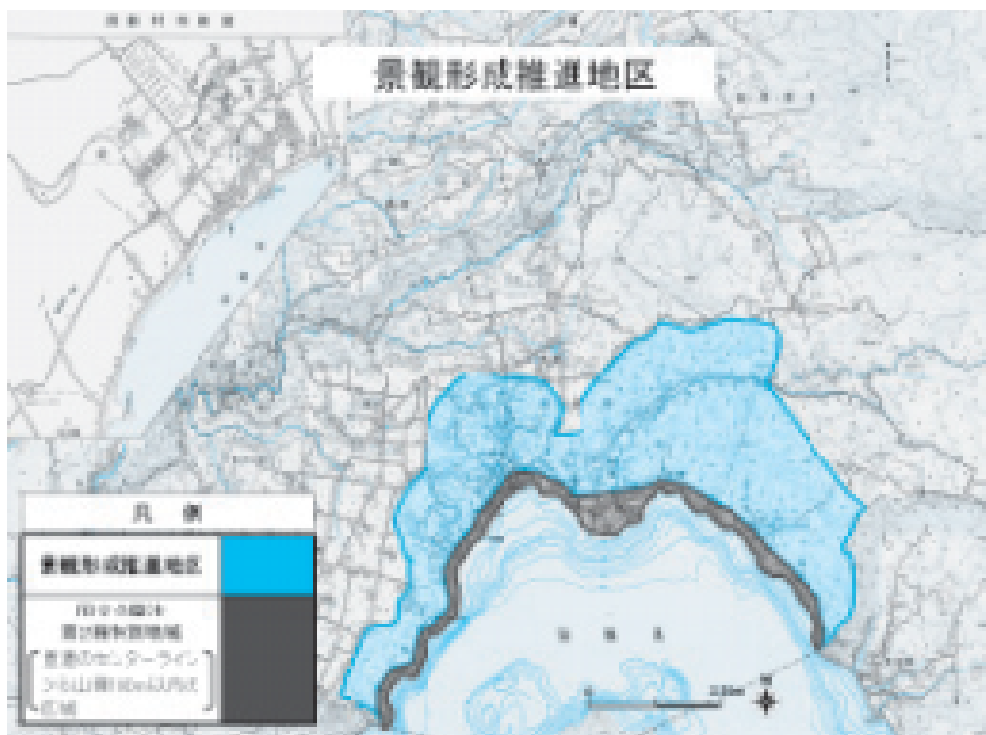
洞爺村では、この恵まれた自然景観を保全するため、洞爺村美しい村づくり要綱及び洞爺村開発指導要綱を制定いたしました。

要綱の策定に当たっては、村内の各地域の10名の方々に検討委員をお願いし、意見をいただきながらまとめてきたもので、村の景観に影響を及ぼす恐れのある建物、開発行為等に対して指導できる体制づくりを目的として制定いたしました。

検討委員会からは、景観保全に関する考え方を地域住民（地権者等）に十分な理解を得るためには推進活動を実践しながらカルデラ斜面の保全を第1に要綱による指導などから段階的に進めることが重要との報告をいただいたところです。

景観に関する要綱では、公園法で定めている湖畔道路のセンターから山側100mまでの区域以外のカルデラ斜面区域を景観推進地区として設定し、景観形成基準を定め、別荘地等を造成する場合の1区画の面積、敷地の緑化面積のほか建物の建ぺい率や色彩等について基準を定めています。また、開発指導要綱では、開発造成面積により設計基準を設け指導を行うこととし、いずれの場合も役場への届出が必要となります。

この2つの要綱については、平成18年1月1日から施行しており、詳細については、全戸に要綱の内容をまとめたものを配布したいと思います。



要綱に関するお問い合わせは、商工観光課（美しい村づくり要綱）又は産業建設課（開発指導要綱）までご連絡をいただきたいと思います。